

## 仕様

型式	ZX135USK-5B
キャブ	低頭キャブ※2
運転質量 (アタッチメント質量除く) kg	14,900
運転質量 (0.65 m <sup>3</sup> バケット付き時) kg	15,400
アタッチメント装着可能質量 kg	2,600
標準バケット容量 新JIS m <sup>3</sup>	0.65※1
標準シュー幅 mm	500 グローサシュー
<b>性能</b>	
平均接地圧 kPa (kgf/cm <sup>2</sup> )	55 (0.56)
旋回速度 min <sup>-1</sup> (rpm)	13.7 (13.7)
走行速度 高 / 低 km/h	5.5 / 3.3
登坂能力 % (度)	70 (35)
<b>エンジン</b>	
名称	いすゞ AM-4JJ1X
形式	水冷式 4気筒直接噴射式 電子制御式
定格出力 kW/min <sup>-1</sup> (PS/rpm)	73.4 / 2,000 (99.8 / 2,000)
総行程容積 L (cc)	2,999 (2,999)
<b>油圧装置</b>	
油圧ポンプ形式	可変容量形ピストン式 x2 歯車式 x1
主リリーフ弁セット圧 MPa (kgf/cm <sup>2</sup> )	34.3 (350)
旋回油圧モータ形式	定容量形ピストン式 x1
走行油圧モータ形式	可変容量形ピストン式 x2
駐車ブレーキ形式	機械式

## 狭い現場に大きなアタッチメント

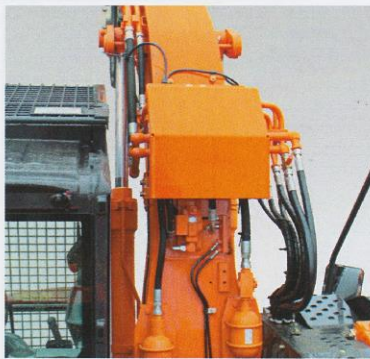


20トンクラスの専用フロントリンケージを採用、同クラスの大きなアタッチメントを装着できます。バケットシリンダはガードを標準装備し、障害物や落下物による損傷を軽減します。

アタッチメントの作業速度は20トンクラスのベースマシンに装着したものと異なります。

写真には標準装備品に含まれない、アタッチメント、キャブ前面上網ガード、キャブ上作業灯が装着されています。

## フロント油圧配管の保護



油圧配管は上方の障害物や落下物による損傷を軽減するために、ブームおよびアームの側面に設置。また、ブーム上面の配管にはカバーを設けました。

型式	ZX135USK-5B
キャブ	低頭キャブ※2
<b>油類の容量</b>	
燃料タンク容量 (軽油) L	220
作動油タンク容量 L	全量 125 (タンク基準レベル 60)
エンジンオイル容量 L	17
<b>特定特殊自動車排出ガス届出型式</b>	
特定特殊自動車の車名および型式	日立 DAEA

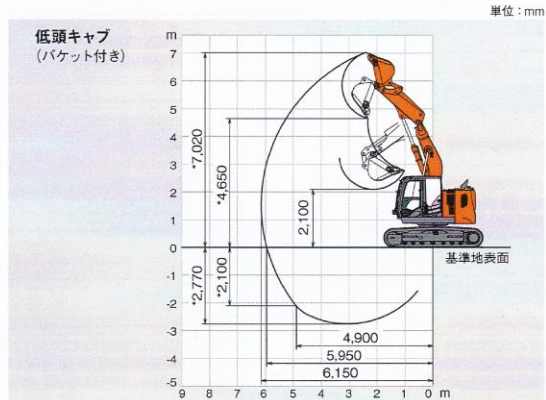
(注)・単位は国際単位系 (SI) による単位表示です。( ) 内は、従来の単位表示を参考値として併記したものです。

・鉄骨切断具もしくはコンクリート圧砕具を装着した場合は、前面上下ガードを装着する必要があります。

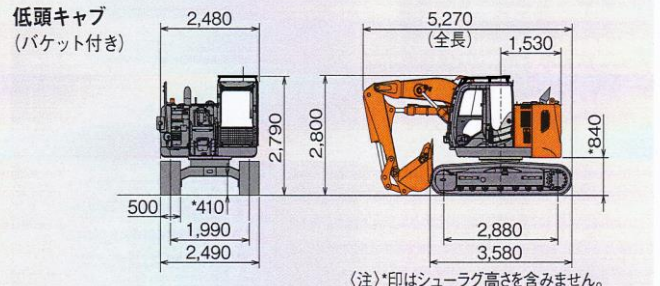
・最小フロント半径時にアタッチメント (バケット) とキャブが干渉する場合があります。

※1: 軽掘削 (軟弱土質掘削・積込み) 専用です。

※2: 低頭キャブは労働安全衛生規則の「ヘッドガード構造規格」に適合していないため、岩石やコンクリートガラなどの落下により、労働者に危険が生じる場所では使用できません。本機を使用する現場では、コンクリートガラなどの落下の危険性を排除する措置をとる必要があります。



単位: mm



(注) \*印はシューラグ高さを含みません。  
イラストには、標準装備品に含まれないバケットが装着されています。

# アタッチメントデータ

アーム先端幅 305mm  
アタッチメントピン径 80φ  
1吋 UNF 配管仕様  
装着可能質量 ブレカ 2,000kg  
装着可能質量 圧砕機 2,600kg



## 株式会社萩原商会

本社 (052) 621-5161

西濃支店 (0584) 69-2858

豊橋営業所 (0532) 33-3931

三重営業所 (059) 329-5771

熊本支店 (096) 344-0001

秋津営業所 (096) 369-7530

松橋営業所 (0964) 33-1238



正しい操作と、周囲への思いやりは、安全作業の第一歩です。  
ご使用前に、必ず「取扱説明書」をよく読み、正しくお使いください。

- カタログに記載した内容は、予告なく変更することがあります。
- 掲載写真は、オプション品を含んでいます。また、仕様が一部異なる場合があります。
- 機体質量3トン以上のバケットを装着した建設機械の運転には「車両系建設機械 (整地・運搬・積み込み用・掘削用) 運転技能講習修了証」の取得が必要です。
- 機体質量3トン以上のブレカ、鉄骨切断機 (鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機) の運転には、「車両系建設機械 (解体用) 運転技能講習修了証」の取得が必要です。(平成25年7月1日、労働安全衛生規則改正による)

お問い合わせは…